

# 訴 状

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

結婚式場解約金条項使用差止請求事件

訴訟物の価額 160万円

ちょう用印紙額 13,000円

平成23年10月11日

京都地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 長 野 浩 三（主任）

同 相 井 寛 子

同 増 田 朋 記

同 三 澤 信 吾

同 川 村 暢 生

同 向 井 裕 美

同 本 田 里 美

#### 請求の趣旨

- 1 被告は、消費者との間で、挙式披露宴実施契約を締結するに際し、解約時に消費者が負担する金銭（キャンセル料）について、別紙契約条項目録記載の条項を内容とする意思表示を行ってはいない。
  - 2 被告は、前項記載の条項が記載された契約書雛形が印刷された契約書用紙を破棄せよ。
  - 3 被告は、その従業員らに対し、別紙書面の内容を記載した書面を配布せよ。
  - 4 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

#### 請求の原因

- 1 当事者  
原告は、平成19年12月25日、消費者契約法13条に基づいて内閣総理大臣の認定を受け、平成22年12月24日その有効期間の更新の認定を受けた適格消費者団体である（甲1）。  
被告は、結婚式場の経営及び運営受託等を業とする株式会社である（甲2）。
- 2 被告は、不特定かつ多数の消費者との間で、挙式披露宴実施契約を締結するに際し、被告作成の「ウェディングパーティご利用規約」と題する契約約款を用いて意思表示をなしている（以下、同契約約款を「本件契約約款」といい、これに基づく契約を「本件利用契約」という）。本件契約約款には、契約成立後に顧客の都合により解約される場合は、別紙条項記載の通り、所定の解約金（約款では「キャンセル料」と記載されている）を支払う旨の条項がある（以下「本件キャンセル料条項」という）（甲3）。
- 3 被告は、今後も同内容の意思表示をなすおそれがある。
- 4 原告は、被告に対し、平成23年7月19日、消費者契約法41条に定める書面をもって、消費者との間で挙式披露宴実施契約を締結するに際し、解約時にキャンセル料条項に基づく支払を求める旨を内容とする意思表示を行わないこと、同内容が記載された契約書雛形が印刷された

契約書用紙を破棄すること及びこれらを社内で周知徹底させる措置をとることを請求し、同書面は、同月20日、被告に到達した（甲4、甲5）。

5 本件キャンセル料条項の解約金は高額すぎ、消費者契約法9条1号により無効となる部分がある。

(1) 本件キャンセル料条項は社団法人日本ブライダル事業振興協会（以下、「協会」という。）のモデル約款（以下、「モデル約款」という。）に準じているとのことである。

(2) モデル約款においては、キャンセル料につき、「お見積額（サービス料を除く）」に一定率を乗じることとしている。しかし、会場も使用せず、サービスも提供されないのに、式を施行し、会場を使用しなければ発生しない経費等（飲食物の材料費、他の式に使用できる飲み物や当日のみ発生する人件費など）が含まれる見積金額を基準とすることは不合理である。

(3) また、協会によるアンケート調査結果より勘案された非再販率は、結婚式場・披露宴会場について、解約のあった当該会場の当該日時に販売できなかった比率とされている。しかし、解約のあった当該会場の当該日時が再販売できなかったとしても、営業形態によっては、他会場ないし他の時間帯が契約されれば、当該事業者としては、当該会場の当該日時が再販売されたのと同様の利益を得ることができ当該事業者には損害はないといえる。協会の計算方法は、再販率については、当該日時の当該会場に限って問題としている点が誤っている。従前協会で作られていた共通約款に比べて新しいモデル約款の解約料が高額化した理由はまさにこの誤った計算方法に原因があると思われる。

(4) 365日以前の解約料について

協会の報告書では、1年以上前の解約料は事務費用にかかる損害賠償と予約濫用の防止であるとされている。

しかし、予約濫用の防止は平均的損害の問題ではないし、予約濫用が実際にあるのか不明である。むしろ、1年前に解約していれば、予約濫用とは言えないというべきである。事務費用は主に勧誘時の費用であり、

勧誘費用は日常経費であり個別契約の損害ではない（大阪地判平成14年7月19日金融商事判例1162号32頁）。

雑誌等の記事を見ても、一般的な挙式の検討は一年より短い期間で検討されている。一年より前に解約された場合には、当初より契約がなかった場合と同じに考えられ、改めて勧誘することによってカバーできるものである。

東京地判平成17年9月9日判例時報1948号98頁も1年以上前の解約金条項につき、無効と判示している。

よって、365日以前の解約料条項は削除すべきである。

(5) モデル約款では下記のとおり、従前の協会のモデル約款であった共通約款に比べ解約料が高額化されている。

解約期日が179日目以降150日目まで（モデル約款7条③）：申込金の50%→申込金全額

解約期日が149日目以降120日目まで（モデル約款7条④）：見積金額の10%→見積金額の20%及び印刷物等の実費

解約期日が119日目以降90日目まで（モデル約款7条⑤）：見積金額の20%→見積金額の20%及び印刷物等の実費

解約期日が89日目以降60日目まで（モデル約款7条⑥）：見積金額の30%→見積金額の30%及び印刷物等の実費

解約期日が59日目以降30日目まで（モデル約款7条⑦）：見積金額の30%→見積金額の40%及び印刷物等の実費

共通約款の解約料についても、その相当性は検証されるべきであるが、共通約款の解約料のこれまでの運用によって、結婚式場の運営が悪化したとの例は報告されておらず、解約料の高額化の必要性があるとは言えない。モデル約款の作成は、このとおり、共通約款の改悪となっている点でも不当である。

6 以上のとおり、上記請求の趣旨1にあげた被告のキャンセル料条項は、無効な部分を含んでおり、消費者契約法12条3項により、同条項を含む意思表示の停止命令が認められるべきである。

また、これらの無効な契約条項による意思表示の停止、予防には以下

の措置が必要である。

- ①被告が，別紙契約条項記載の条項が記載された契約書雛形が印刷された契約書用紙を破棄すること。
- ②被告が，その従業員らに対し，下記の内容を記載した書面を配付すること。

#### 記

株式会社 Plan・Do・See は，消費者との間で挙式披露宴実施契約を締結するに際し，別紙契約条項目録記載のキャンセル料条項を含む意思表示を行いませんので，当社が当該キャンセル料条項を使用した挙式披露宴実施契約を行うための事務一切は行わないようにし，当該キャンセル料条項が記載された契約書用紙は全て破棄して下さい。

- 7 よって，原告は，被告らに対し，消費者契約法 12 条 3 項本文に基づき，消費者との挙式披露宴実施契約を締結するに際し，請求の趣旨 1 項の内容を含む意思表示を行わないこと，同内容の条項が記載された契約書雛形が印刷された契約書用紙を破棄すること及びこれらを被告らの従業員らに対し指示する措置をとることを求めて本訴に及ぶ。

#### 8 管轄

被告は，下記住所地に営業所を有している（民訴法 5 条 5 項）。

京都市東山区八坂通下河原 東入八坂上町 3 6 6

また，被告は，京都府内において，本件キャンセル料条項を内容とする意思表示を行ったことがある（消費者契約法 43 条 2 項）。

#### 証拠方法

- |            |                                |
|------------|--------------------------------|
| 甲第 1 号証の 1 | 適格消費者団体として認定をした旨の通知書（通知）       |
| 甲第 1 号証の 2 | 適格消費者団体の認定の有効期間の更新をした旨の通知書（通知） |
| 甲第 2 号証    | 現在事項全部証明書                      |
| 甲第 3 号証    | 被告作成の「ウェディングパーティご利用規約」         |
| 甲第 4 号証    | 差止請求書兼申入書                      |

甲第 5 号証            配達証明書

甲第 6 号証            「消費者契約法の施行に係る結婚式場・披露宴会場約  
款の見直しに関する調査研究」報告書

添付書類

- 1  訴訟委任状 1 通
- 2  現在事項全部証明書 1 通

## 別紙契約条項目録

### キャンセル料

本契約成立後にお客様のご都合によりキャンセルされる場合は、以下のとおり定めるキャンセル料をお支払いいただきます。なお、キャンセル料計算は、開催日前日が1日目とさせていただきます。以下の「お見積額」はお客様より書面によってキャンセルする旨、ご連絡を受けました日（郵便による場合は郵便消印日とします。）時点のお見積額とします。

- ①前日を含む365日以前 申込金の25%
- ②364日目以降180日目まで 申込金の50%及び印刷物等の実費
- ③179日目以降150日目まで 申込金の全額及び印刷物等の実費
- ④149日以降120日目まで お見積額（サービス料を除く）の20%及び印刷物等の実費
- ⑤119日目以降90日目まで お見積額（サービス料を除く）の20%及び印刷物等の実費
- ⑥89日目以降60日目まで お見積額（サービス料を除く）の30%及び印刷物等の実費
- ⑦59日目以降30日目まで お見積額（サービス料を除く）の40%及び印刷物等の実費
- ⑧29日目以降10日目まで お見積額（サービス料を除く）の45%及び印刷物等の実費並びにその他外注品等の解約料の額
- ⑨9日目以降前日まで お見積額（サービス料を除く）の45%まで及び納品済み物品等の実費並びにその他の外注品等の解約料の額
- ⑩当日 お見積額（サービス料を除く）の全額
- ⑪すでに発注，その他手配が完了している別注品については，その料金を頂戴いたします。

※このキャンセル料規定は社団法人日本ブライダル事業振興協会のモデル約款に準じております。

(別紙書面)  
従業員 各位

株式会社 Plan・Do・See

ご連絡

株式会社 Plan・Do・See は、消費者との間で挙式披露宴実施契約を締結するに際し、下記契約条項記載のキャンセル料条項を含む意思表示を行いませんので、当社が当該キャンセル料条項を使用した挙式披露宴実施契約を行うための事務一切は行わないようにし、当該キャンセル料条項が記載された契約書用紙・申込書用紙は全て破棄して下さい。

記

キャンセル料

本契約成立後にお客様のご都合によりキャンセルされる場合は、以下のとおり定めるキャンセル料をお支払いいただきます。なお、キャンセル料計算は、開催日前日が1日目とさせていただきます。以下の「お見積額」はお客様より書面によってキャンセルする旨、ご連絡を受けました日（郵便による場合は郵便消印日とします。）時点のお見積額とします。

- ①前日を含む365日以前 申込金の25%
- ②364日目以降180日目まで 申込金の50%及び印刷物等の実費
- ③179日目以降150日目まで 申込金の全額及び印刷物等の実費
- ④149日以降120日目まで お見積額（サービス料を除く）の20%及び印刷物等の実費
- ⑤119日目以降90日目まで お見積額（サービス料を除く）の20%及び印刷物等の実費
- ⑥89日目以降60日目まで お見積額（サービス料を除く）の30%及び印刷物等の実費
- ⑦59日目以降30日目まで お見積額（サービス料を除く）の40%

%及び印刷物等の実費

⑧ 29日目以降10日目まで お見積額（サービス料を除く）の45%及び印刷物等の実費並びにその他外注品等の解約料の額

⑨ 9日目以降前日まで お見積額（サービス料を除く）の45%まで及び納品済み物品等の実費並びにその他の外注品等の解約料の額

⑩ 当日 お見積額（サービス料を除く）の全額

⑪ すでに発注，その他手配が完了している別注品については，その料金を頂戴いたします。

※このキャンセル料規定は社団法人日本ブライダル事業振興協会のモデル約款に準じております。

## 当事者目録

〒604-0847 京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地  
原告 特定非営利活動法人  
京都消費者契約ネットワーク  
上記代表者理事 高 篤 英 弘

(原告訴訟代理人)

〒604-8186 京都市中京区烏丸御池東入アーバネックス御池ビル東館6階  
御池総合法律事務所（送達場所）  
弁護士 長 野 浩 三  
弁護士 相 井 寛 子  
弁護士 増 田 朋 記  
電話 075-222-0011 F A X 075-222-0012

〒604-0871 京都市中京区丸太町通東洞院西入三本木町439-3  
ビュロー御所南2階 青木一雄法律事務所  
弁護士 三 澤 信 吾

〒604-0931 京都市中京区二条通河原町西入る榎木町84番地  
森ビル2階 よつば法律事務所  
弁護士 川 村 暢 生

〒604-0904 京都市中京区新樫木町通竹屋町上る西草堂町184  
オクムラビル2階 赤井・岡田法律事務所  
弁護士 向 井 裕 美

〒604-0845 京都市中京区烏丸通御池上ル  
ヤサカ烏丸御池ビル5階 けやき法律事務所  
弁護士 本 田 里 美

〒150-0012 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号  
被告 株式会社 Plan・Do・See  
上記代表者代表取締役 野 田 豊